

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 4年次 5～9月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 中学校 3週間（120時間）、高等学校 2週間（60時間）
③	実習校の確保の方法 教育実習は、大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、富山県内の公立中学校及び高等学校にて実施する。教育実習の円滑な実施のため、富山大学教育・学生支援機構教職総合支援センターが富山県教育委員会と連携しながら、県内公立学校と調整の上、実習校の確保を行う。
④	実習内容 中学校：3週間（120時間） ・授業参観54時間（教科指導（師範指導、研究授業等）、特別活動の実際、総合的な学習の時間等） ・授業担当18時間（指導案の作成、学習指導に必要な基礎的技術の実践及び情報機器の活用、教科の指導、特別活動の指導、総合的な学習の時間等） ・授業研究18時間（研究授業、教材研究、総合的な学習の時間等） ・放課後の研究指導30時間（教材研究、授業分析、生徒指導、学級経営・学校運営等） 高等学校：2週間（60時間） ・授業参観27時間（教科指導（師範指導、研究授業等）、特別活動の実際、総合的な学習の時間等） ・授業担当9時間（指導案の作成、学習指導に必要な基礎的技術の実践及び情報機器の活用、教科の指導、特別活動の指導、総合的な学習の時間等） ・授業研究9時間（研究授業、教材研究、総合的な学習の時間等） ・放課後の研究指導15時間（教材研究、授業分析、生徒指導、学級経営・学校運営等）
⑤	実習生に対する指導の方法 指導教員又は学部教務委員会委員等（以下、「指導教員等」とする。）は、実習生に対して、実習開始前から終了後まで面談や実習校訪問等を通じて、綿密な指導を行う。また、指導教員等は実習校と連絡調整を行いながら、連携した指導を行う。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） 教育学部において、実習校からの実習の観点（学習指導、生徒指導、研究、実習日誌、勤務態度）及び実践的能力に関する資料に基づき評価する。
2	事前及び事後の指導の内容等
①	時期及び時間数 事前指導 4月 16時間 事後指導 教育実習終了後 2時間

② 内容（具体的な指導項目）

- ・事前指導：大学教員及び現場教員により，教育実習の意義，目的，心得及び教育実習記録等について，2日間をかけて集中で実施。

【中学校実習・高等学校実習共通】

- (1) 教育実習に当たっての心構え 2時間
- (2) 学校の教育活動と教職員の服務 2時間(ゲストスピーカー：富山県総合教育センター)
- (3) 教育実習の意義と役割 2時間
- (4) 情報モラルと情報教育 2時間

【中学校実習】

- (1) 「道徳の時間」の指導 2時間
- (2) 中学校における学級経営の意義と実際 2時間 (ゲストスピーカー：中学校長)
- (3) 学習指導案の作成 2時間
- (4) 生徒指導，教育相談，進路指導 2時間 (ゲストスピーカー：教育委員会)

【高等学校実習】

- (1) 学習指導の技術と評価 2時間
- (2) 生徒指導，教育相談，進路指導 2時間 (ゲストスピーカー：教育委員会)
- (3) ホームルーム経営の意義と実際 2時間
- (4) 高等学校教育の現状と課題 2時間 (ゲストスピーカー：高等学校教頭)

- ・事後指導：実習のまとめ，反省及び授業展開の問題点等についてレポートを提出し，教員が指導を行う。また，そのレポートを基に学生同士でグループディスカッションを実施し，学生間で課題の共有を行うことで，教育実習について更に理解を深める。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

●委員会等の名称

- ・富山大学教育・学生支援機構教職総合支援センター
 - ・教職総合支援センター会議
 - ・教職総合支援センター全学教職課程専門会議
- ・理学部教務委員会

●委員会等の構成員（役職・人数など）

- ・教職総合支援センター会議
教職総合支援センター長，副センター長，教育学部副学部長，教職実践開発研究科の教員若干人，教職課程認定を受けた学部の教務委員長，学務部長，学務部学務課長，人社芸術系事務部人社系学務課長，その他センター長が必要と認めた者
- ・全学教職課程専門会議
教職総合支援センター長が指名したセンター会議の委員若干人，教育学部教職担当教員若干人，教職課程認定を受けた学部の教務委員各1人，学務部学務課長，人社系事務部人社系学務課長，その他センター長が必要と認めた者

・理学部教務委員会

各コースから選出された教授，准教授又は講師 各2人（うち1人は教授とする。），理工系事務部理工系学務課長。委員長は学部長が指名する。

●委員会等の運営方法

・教職総合支援センター会議

教職総合支援センター長は，センター会議を招集し，議長となり，教職課程の運営に関すること，教職課程の質保証・向上に関すること，教職課程の認定に関すること，教職課程の自己点検・評価に関すること，教職課程に係るFD及びSDに関すること，教員養成及び教員採用に係る情報提供に関すること，介護等体験に関すること，教育委員会及び教育に係る機関等との連携協力に関すること，その他教職課程の支援に関することを審議する。

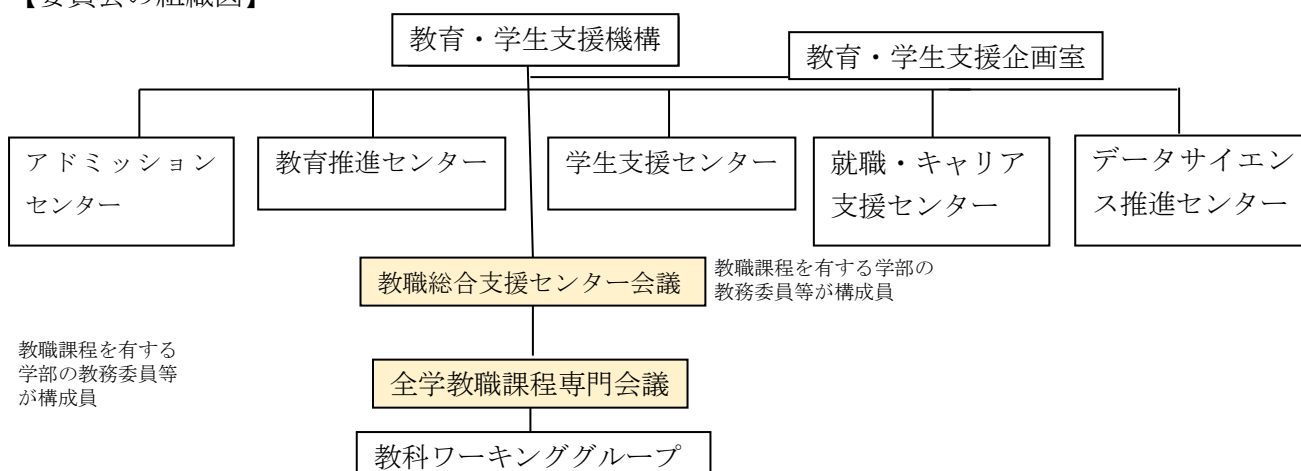
・全学教職課程専門会議

教職総合支援センター長が指名したセンター会議の委員が議長となり，教職課程の支援に関すること，教育課程の質保証・向上に関すること，教職課程認定に関すること，介護等体験に関することについて審議する。

・理学部教務委員会

委員長は，委員会を招集し，その議長となり，授業科目及び履修方法に関すること，授業時間割の編成に関すること，授業及び行事日程に関すること，学生の教育実習等に関すること，学生の入学，転学部，転学科，転入学及び編入学に関すること，教育の改善や評価に関すること，その他教育に関することに関する事項について審議する。

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等

・委員会等の名称

教育実習運営協議会

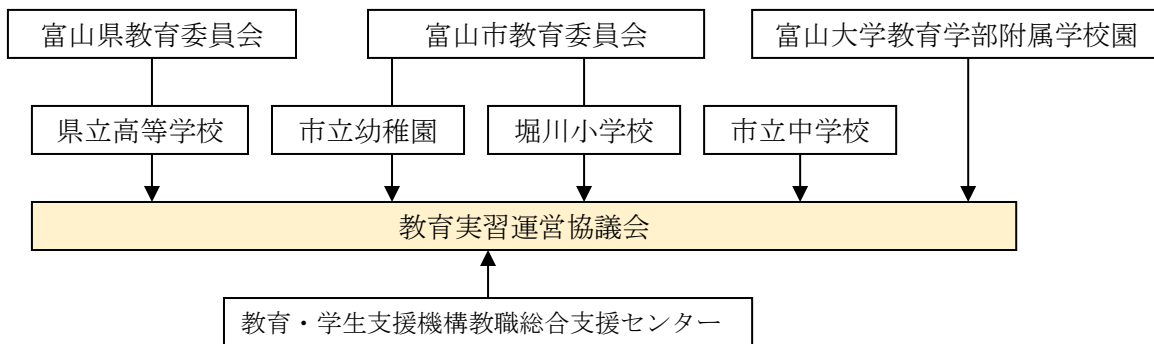
・委員会等の構成員（役職・人数など）

教育学部長，教育学部附属学校園の各校園長，教育・学生支援機構教職総合支援センター長，富山県教育委員会小中学校課長，富山市教育委員会学校教育課長，富山市立堀川小学校長，富山市立中学校長，富山市立幼稚園等の長等 60 人程度

・委員会等の運営方法

年 1 回開催し、教職課程及び教育実習の運営全般について検討・協議する。

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

・ 4 年次

- (1) 当該年次における教育実習に係る「事前指導」を受講していること。
- (2) 各教科の指導法，「教育の基礎的理解に関する科目」，「道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目」について，原則全必要単位数を既に修得していること。
- (3) 4 年次開始時点の修得総単位数が 90 単位以上であること。

5 実習校

教育 実習	体験 活動				
○	×	教育委員会名	富山県教育委員会		高等学校：39校
○	×	教育委員会名	富山市教育委員会	中学校：25校	

学教第4233号
令和5年2月3日

富山大学長 殿

富山市教育委員会
教育長 宮口 克志

教育実習生の受入れに関する承諾書

富山大学理学部理学科にて、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認可された上は、本委員会の所轄に属する中学校において、令和6年度から教育実習生として受け入れることを承諾します。

富山市教育委員会 所管中学校数 (令和4年5月1日現在)	25 校
------------------------------------	------

以上

教 第 4 0 3 号
令和 5 年 1 月 2 0 日

富山大学長 殿

富山県教育委員会
教育長 荻 布 佳 子

教育実習生の受入れに関する承諾書

富山大学理学部理学科にて、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認可された上は、本委員会の所轄に属する高等学校において、令和6年度から教育実習生として受け入れることを承諾します。

富山県教育委員会 所管高等学校数 (令和4年5月1日現在)	3 9 校
-------------------------------------	-------

以上